

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和3年12月20日（月曜日）		
開 会	午前10時11分	閉 会	午前10時30分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 （8名）	委員 長 椋田 昇一 副委員 長 浅野 博文 委 員 金田 靖典、加藤 茂樹、足立 考史 魚崎 勇、上田 孝春、寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	雲坂 衛、吉野 恭介、岩永 安子		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子	議事係主任	萩原真智子
出席説明員	【健康こども部】 健康こども部長 橋本 浩之 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 次長兼こども家庭課長 山下 宣之 こども家庭課課長補佐 入江 竜生		
傍 聴 者	1人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時11分 開会

【健康こども部】

◆椋田昇一委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。

本日の日程は健康こども部の議案説明、質疑、討論、採決という流れとしておりますのでよろしく申し上げます。

それでは橋本健康こども部長に御挨拶をいただいた後、議案審査に入ります。橋本部長、御挨拶をお願いします。

○橋本浩之健康こども部長 失礼します。おはようございます。健康こども部橋本でございます。健康こども部本日の案件は議案1件でございます。議案第163号令和3年度鳥取市一般会計補正予算の内容といたしましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業経費として15億5,291万7,000円の増額の補正を提案しております。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議案第163号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第13号）（説明・質疑・討論・採決）

◆椋田昇一委員長 それでは議事に入ります。議案第163号令和3年度鳥取市一般会計補正予算

の御説明をお願いします。山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。それでは議案第163号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第13号）について御説明をさせていただきます。お手元に資料がお配りしてあると思いますが、令和3年度12月追加補正予算案その2、事業別概要（一般会計）という資料の7ページをお開きいただけますでしょうか。はい。それでは御説明をさせていただきます。項目名、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費になります。この事業は12月6日の先議で採決をいただきました事業の追加分として提案をさせていただくものです。子育て世帯への臨時特別給付金は12月15日の国からの通知により、地域の実情に応じて児童1人当たり10万円の現金一括給付と、先行分5万円の現金給付と追加分5万円の現金給付と、先行分5万円の現金給付と5万円相当のクーポン給付との3通りから地方自治体の判断で給付を行えることが示されました。本市としましては子育て支援として早期に支給できること、人が限定されないため様々な子育て支援の経費として利用できること、事務的経費と事務負担が少ないことなど総合的に勘案いたしまして、追加の5万円相当を現金での給付とさせていただきますと思います。

先議で採決いただきました5万円の先行給付金のうち、児童手当を本市から受給されている世帯につきましては12月22日に先行給付金として5万円の現金給付を児童手当の振込口座へ振込を行いますので、このたびの追加分の5万円の給付につきましては、改めて通知をお送りして12月27日に同口座に追加給付の形で支給を予定しております。なお、公務員の世帯と児童手当を本市から受給されていない16歳～18歳までの子供のみの方の世帯、あと、令和3年10月以降に出生された新生児がいる世帯につきましては、令和4年1月以降に申請をいただくことで1月下旬以降、随時10万円を一括で現金給付としていきたいというふうに考えております。対象者の内訳は先議で御説明しましたので、説明は省略させていただきますが、総数で児童数約3万1,000人を見込んでおります。事業費としましては給付金15億5,000万円の扶助費と通知郵送代、口座振込手数料等の事務費として291万7,000円、総額15億5,291万7,000円を計上いたしております。財源は国からの子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金を充当予定で10分の10ということになります。説明のほうは以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

◆椋田昇一委員長 はい。御説明いただきました。本案について委員の皆様から質疑ございますか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。5万円の給付ですけど、以前の12月の先議の部分で15億5,933万8,000円ですね。640万の差というのは人数もほとんど全部一緒ですし、対象者が全て一緒ですけど、その6百何十万の差というのはちょっと説明していただけますか。

◆椋田昇一委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。事務費の差額につきましてはですけども、先議のときには事務の作業をするための会計年度任用職員の人件費等を計上しておりましたのと、振込手数料なんですけども、公務員の世帯と16～18歳までの世帯につきましては一括給付になりますので、振込手数料が1回で済みますので、その分の差額が出ております。はい。以上でございます。

す。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** はい。加藤です。ちょっと確認ですけど、この①は分かりましたけど、②、③、④については、これ全てにおいて案内通知を送付されるのでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。はい。直近の住民基本台帳情報から18歳以下の子供のいる世帯を抽出しまして、そこから先行給付金の児童手当を鳥取市から受給している世帯を除いて、あと、基準日が児童手当の、9月末になっておりますので、そこから転入転出した方とかの出入りの分を調整いたしまして、令和4年1月以降に申請いただく方のリストを作成しまして、こちらのほうから申請書を郵送させていただくというように形で、今、予定をしております。はい。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。足立委員。

◆**足立考史委員** はい。足立です。今の質問の続きですけど、申請書出されて、回答っていいですか、申請書、当事者から返ってくるというその整合というのはされるのかどうか、要するに申請書の案内を出したところから返ってきた数とのチェック体制、要するに児童手当はプッシュ型でもう皆さんに行くんですけど、申請した場合は、申請者が全て申請されているかどうかのチェックっていうのはされるのかどうかお伺いします。

◆**棕田昇一委員長** 山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。リストを作成していますので、申請した方がちゃんと、リストから漏れているかどうかっていうのはチェックをさせていただこうと思っています。

◆**棕田昇一委員長** 加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** はい。加藤です。その続きですけど、それ、もしも申請忘れとか、申請しない人に対しては、どのような対応を取られる予定でしょう。

◆**棕田昇一委員長** 入江補佐。

○**入江竜生こども家庭課課長補佐** はい。こども家庭課入江です。申請をしていただく中には、実は先ほど申し上げたとおり、所得制限を超過している方も実はあるということも想定しています。ですので、申請を送った方が所得超過になる場合は申請されないということも想定されますので、一応こちらのほうで確認できる方にはリストで突合させてもらいますが、全ての方に案内するかどうかは、またこれから検討したいというふうに思っています。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** すみません。加藤です。全ての方に案内するとかじゃなくって、案内を送られてから、本人が忘れとるとかの対応のほうです。

◆**棕田昇一委員長** 入江補佐。

○**入江竜生こども家庭課課長補佐** はい。こども家庭課入江です。案内のほうはする予定にしておりますが、その案内の仕方が文章であるのか、電話であるのかというのはちょっとまだ検討しているところでございます。以上です。説明します。

◆**棕田昇一委員長** はい、もう一度、入江補佐。

○**入江竜生こども家庭課課長補佐** はい。こども家庭課入江です。改めて通知はするののかという、ごめんなさい、申請されない方に関しては、所得、例えば自分が所得が多く、例えば給付金をもらえる対象ではないということを認識されている方は申請されないと思いますので、そういう方かどうかという部分は、こちらでまずは確認をしたいと思います。それで申請いただけない方に関しては改めて何かしらの連絡はさせてもらって、申請の意思があるかどうかを確認したいとは思っています。以上です。

◆**棕田昇一委員長** そのほか。足立委員。

◆**足立考史委員** たびたびですみません。申請の意思というのは、児童手当はプッシュでもう入るわけでしょ。それで申請する方は申請書を出すか出さんかはその意図があるかどうかじゃなくて、準備して送らないといけない。それで、さっき言われた所得制限は当然あると思うので、それは分かります。そうじゃない方の漏れをどうするんですかということでもチェックします、整合しますと言われるから安心はしたんですけど、今の答弁でいくと申請されない意思があるかどうかを確認するというこの答弁がちょっと気になるところなんですけど、その辺りをもう一度、回答お願いできますか。

◆**棕田昇一委員長** 入江補佐。

○**入江竜生こども家庭課課長補佐** はい。基本的にプッシュという形が、先行型ではさせてもらっているんですけども、1月以降の支給に関してはプッシュという形をとりませんので、ただ、先行支給費と同じように拒否をする権利はお持ちということですので、拒否をしていただくか申請していただくかというのは意思表示をしてもらわないと確認ができませんので、全くアクションがない方に関してはこちらのほうがリストをチェックした上でアクションを起こしていくという形を今は想定しております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員。

◆**足立考史委員** 担当課のほうの手続等々は理解しましたが、後々トラブルがないように十分注意をしていただかないと、現金給付のことですから、対応の行き違いでやっぱり苦情とか出ないように気をつけていただきたいというのが要望です。

◆**棕田昇一委員長** そのほかいかがでしょうか。加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** 何回もすみません。加藤です。支給の期限とか、締切りとか、いつまでに、支払い締切りとかあってあるんですか。

◆**棕田昇一委員長** ちょっと待って。申請の期限ですか、まずは。

◆**加藤茂樹委員** そうです。申請してもらおう。

◆**棕田昇一委員長** 入江補佐。

○**入江竜生こども家庭課課長補佐** はい。給付に関しましては期日が令和4年3月31日ということとされております。ただ、先ほど申し上げたように新生児もその中には含まれますので、例えば3月の中旬以降に出生をされたお子さまの、言わば窓口への出生届が4月にずれ込む可能性もございます。それを踏まえまして、令和4年4月末までを申請の受けという形を今は想定しております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** そのほかいかがでしょうか。ちょっと委員長交代して私から1点。先ほど本会議での質疑にも関係しますが、基準日がこの9月30日だと。それでその基準日以降に転入されたり転出されたりという方への、ちょっとこの事務手続のフローといいますか、流れといいますか、それで本会議での質疑はそれが現金とクーポンとの関係で現金のほうがよりスムーズというか、利便性がいいという御答弁でもありましたけど、現金とクーポンの違いだけじゃなくて、流れっていいですかね、転入転出者の手続上の、あるいは案内送付状の、その辺りのことを御説明いただけますでしょうか。

◆**浅野博文副委員長** 入江補佐。

○**入江竜生こども家庭課課長補佐** はい。こども家庭課入江です。9月30日があくまで基準日ということですので、それまでに鳥取市に住所があった方に関しては、要は10月1日以降に転出された方であっても鳥取市のほうから文書を送らせてもらって給付の御案内をさせていただく形を予定しております。それで、逆に10月以降に鳥取市のほうに転入された方に関しましては9月30日までいらっしゃった自治体さんのほうから給付されるということになりますので、その2重支給を防止するためにそういうような形で対応を、今、予定しております。以上です。

◆**浅野博文副委員長** 棕田委員長。

◆**棕田昇一委員長** はい。そうしますとちょっと本会議質疑のところと関係しますが、現金の場合は、だから転出された方にも鳥取市からその口座に振り込むから現金をスムーズあるいは有効に活用いただけると。もしクーポンの場合だったら、鳥取市内の店舗等でしか使えないものになる可能性があったというような意味合いですか、その辺りちょっともう一度確認の意味を含めて御説明いただけますか。

◆**浅野博文副委員長** 入江補佐。

○**入江竜生こども家庭課課長補佐** はい、そのとおりです。市外に転出された方に関しての用途はクーポンであれば、例えばこちらに来てもらって購入していただくということも想定できましたので、その辺も含めてメリットとして現金給付を上げさせてもらったとごさいます。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 委員長をもう一度私が行います。そのほか委員の方で質疑ございますか。よろしいですかね。はい。では、質疑は以上で終了とします。

討論ございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。それこそ誰もが待ち望んだ給付がやっと決まり、二転三転する中でね、それでも鳥取市が現金給付に踏み切られたということに非常に敬意を表したいと思います。多分様々な出てきた質疑に、質問にも出てきたような手続上のそごが起るかもしれませんが、早急にできるだけ早く手元に届くようにしていただければと思いますのでよろしく願いしたいと思ひまして、賛成として。

◆**棕田昇一委員長** そのほか討論ございますか。それでは討論を終結します。

これより議案第163号令和3年度鳥取市一般会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆**棕田昇一委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

そのほかに何かございますか。山下次長。

○**山下宜之次長兼こども家庭課長** こども家庭課の山下です。先週の17日の委員会の際に、寺坂委員からの体験的学習活動等休業日の件で御質問いただいて、明確なお答えができなかった点が2点ありましたので、その点につきまして御報告をさせていただきたいと思います。この体験的学習活動等休業日につきまして、他の自治体での状況はということでお尋ねがあったかと思えます。教育委員会から伺っておりますのが、県内の市町村では初ということでお伺いをしております。それともう1点。この制度、令和4年度からということですが、それ以降もずっと続く見込みになるかというお尋ねだったと思います。現時点では続く予定だというふうにお伺いをしましたので御報告させていただきます。

◆**棕田昇一委員長** そのほかよろしいですね。はい。それでは以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。どうもお疲れさまでした。

午前10時30分 閉会

令和3年12月定例会 福祉保健委員会

(議案審査)

日 時: 令和3年12月20日(月)

本会議終了後

場 所: 本庁舎7階 第1委員会室

健康こども部

◎ 追加議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・ 議案第163号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第13号)